

モバイルサービスタイプa 契約約款 新旧対照表

旧		新		備考
第3条（用語の定義） （略）		第3条（用語の定義） （略）		
用語	用語の意味	用語	用語の意味	
	本約款およびモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様にに基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。		本約款およびモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様にに基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。	
（略）		（略）		
サービス区分	内容	サービス区分	内容	
モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモが FOMA サービス契約約款、Xiサービス契約約款および5Gサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様にに基づき提供するもの。	モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモが FOMA サービス契約約款 、Xiサービス契約約款および5Gサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様にに基づき提供するもの。	
（略）		（略）		
機能区分	内容	機能区分	内容	
SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内でのSMS送受信および国外へのSMS送信ができる機能。	SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信 ならび に国内でのSMS送受信および国外へのSMS送信ができる機能。	
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外でのSMS送受信並びに音声通話ができる機能。	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外でのSMS送受信 ならび に音声通話ができる機能。	
データチャージ	当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。	データチャージ	当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。	
		JAPAN ローミング™機能	非常時における通信手段の確保のため、国内携帯電話事業者※が共同で取り組むサービス。災害などで契約携帯事業者（被災事業者）のネットワークが利用できなくなった場合に、他の国内携帯電話事業者（救済事業者）の設備に切り替えて、通信を可能とする仕組み。 ※ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社（以下同じとする。） なお、提供条件は株式会社NTTドコモまたはKDDI株式会社がそのwebサイトにて公表しているJAPANローミング™となる。	
（略）		（略）		
料金プラン	内容	料金プラン	内容	
0GBプラン	1枚のSIMカード（コースは契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ当社が定める通信速度で利用できるもの	0GBプラン	1枚のSIMカード（コースは契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ当社が定める0GBの通信速度で利用できるもの	
3GBプラン	1枚のSIMカード（コースは契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ当社が定めるデータチャージが利用できるもの。	3GBプラン	1枚のSIMカード（コースは契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ当社が定める3GBのデータチャージが利用できるもの。	
7GBプラン	1枚のSIMカード（コースは契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ当社が定めるデータチャージが利用できるもの。	7GBプラン	1枚のSIMカード（コースは契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ当社が定める7GBのデータチャージが利用できるもの。	

モバイルサービスタイプ a 契約約款 新旧対照表

20GBプラン	1枚のSIMカード(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定めるデータチャージが利用できるもの。	20GBプラン	1枚のSIMカード(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定める 20GB のデータチャージが利用できるもの。							
(略)		(略)								
第 21 条 (電波伝播条件による通信場所の制約) 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 なお、本条に規定するサービス区域については、日本国内において特定事業者のサービス提供エリアに準ずるものとします。	第 21 条 (電波伝播条件による通信場所の制約) 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 なお、本条に規定するサービス区域については、日本国内において特定事業者のサービス提供エリア およびJAPANローミング™により利用可能な提携事業者のサービスエリア に準ずるものとします。									
		第 29 条 (緊急通報に係る情報通知) JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、下表の規定により、その回線に係る情報を、他の国内携帯電話事業者を通じて下表に規定する相手先に通知することがあります。ただし、下表に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。	<table><tr><th>当社が通知する情報</th><th>通知する相手先</th></tr><tr><td>1 発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)</td><td>その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等または他の国内携帯電話事業者</td></tr><tr><td>2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により他の国内携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の国内携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号。)</td><td>その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関もしくは他の国内携帯電話事業者</td></tr></table> 2 JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち184または186をダイヤルした場合、通話ができない場合があります。 3 JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち184をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、第1項に基づく通知を行うことがあります。	当社が通知する情報	通知する相手先	1 発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等または他の国内携帯電話事業者	2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により他の国内携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の国内携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関もしくは他の国内携帯電話事業者	新設
当社が通知する情報	通知する相手先									
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等または他の国内携帯電話事業者									
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により他の国内携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の国内携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関もしくは他の国内携帯電話事業者									
附則 本約款は、2026年3月1日より施行します。	附則 本約款は、2026年7月27日より施行します。									
最後	最後 ※ JAPAN ローミング™は一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)の商標です。			追加						